

## 野外焼却禁止

家庭ごみなどの野外焼却は、法律や条例により禁止されています。ただし、次のような一部例外が認められているものもありますが、その場合でも近所の迷惑にならないよう注意してください。

○農林業を営むためにやむを得ない  
稲わらなどの焼却

○宗教上又は風俗慣習上の行事のための焼却

○たき火など軽微な焼却



### 罰則 廃棄物を違法に野外焼却した者

5年以下の懲役または1千万円以下の罰金  
(法人に対しては3億円以下の罰金)

問合せ 秩父環境管理事務所 ☎23-1511  
町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232

## ストップザ不正取得

### —登録しましょう!本人通知制度—

戸籍謄本や住民票の写し(本籍入り)などを第三者に交付した場合に、本人通知制度に登録したかたに対して、交付年月日、交付した証明書の種別、通数、第三者の種別を通知する「本人通知制度事前登録」を受け付けています。

#### 登録できるかた

皆野町に住民登録や本籍のあるかた

申請には、本人確認書類(免許証、パスポート、写真付住基カードなど)が必要になります。

問合せ 町民生活課戸籍住民担当 ☎62-1232

## 浄化槽をお使いのかたは

## 年1回の定期水質検査の受検が必要です



法定

浄化槽をお使いのかたは「定期水質検査」「保守点検」「清掃」が法律により義務付けられています。

「定期水質検査」… 年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして浄化槽が十分浄化機能を発揮しているかを検査するものです。検査結果は、使用されているかたや保守点検業者に通知され、ふだんの維持管理に活かされます。

「保守点検」… 年3～4回機器の点検・調整や消毒薬の補充を行うことです。

「清掃」… 年1回、浄化槽の内部にたまった固形物などの引き抜きや、機器類の洗浄のことです。現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、浄化槽を使用されているかたは、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

○定期水質検査の手数料(非課税)……………10人槽以下(家庭用浄化槽) 5,000円

問合せ (社)埼玉県浄化槽協会法定検査部 熊谷市新堀915-10 ☎048-533-4700

## 町営住宅入居者募集

ユニットバス・給湯器を新設したリフォーム済みの部屋です。

募 集 団 地 金崎団地 3DK(フローリング2、和1)  
親鼻団地 3DK(フローリング2、和1)  
駐 車 場 1台  
家賃月額 金崎団地 20,200円～30,400円  
(収入に応じ決定) 親鼻団地 18,800円～27,900円  
入居指定日 10月1日(木)

### 申込者の資格

- ①親族からなる2人以上の世帯であること。
- ②明らかに住宅に困っていること。
- ③入居する世帯の総収入月額が、158,000円以下であること。高齢者、障害者、小学校就学前の子どもがいる世帯は214,000円以下。
- ④町税(国保税を含む)を滞納していないこと。
- ⑤暴力団員ではないこと。

申 込 み 9月15日(火)までに建設課管理都市計画担当へ ☎62-1463